

一般社団法人 日本鋼構造協会 役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第27条（役員の報酬）に関し、必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 この法人の役員は、無報酬を原則とするが、常勤役員（専務理事・常務理事をいう）には、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2 報酬の種類は、俸給および通勤手当とする。

(俸 給)

第3条 俸給を支給する場合は、原則として年俸制とする。

2 年俸総額は、原則として次の各号に掲げる役員ごとに、各号で定める指定俸給表（国家公務員の一般職員の給与に関する法律（昭和25年法第95条）別表第十の指定職俸給表をいう。以下、この項において同じ）の号俸の対応する俸給月額範囲内の額を基準として、国等の給与水準、本協会の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準、勤務実態を鑑み会長が決定する。

- | | | | |
|---|------|--------|-----|
| 一 | 専務理事 | 指定職俸給表 | 4号俸 |
| 二 | 常務理事 | 指定職俸給表 | 3号俸 |

3 俸給月額は、年俸総額を12等分にして毎月支給する。ただし、役員の希望によりこれを12等分以上に分割して、俸給月額および賞与に区別して支給することもできる。

4 前項により支給する俸給月額を、別に定める退職金算定の際の本給として取り扱う。

(給与の支給)

第4条 給与は、当月分をその月の20日に支給する。なお、支給日が休日のときは、その直前の出勤日とする。

2 役員が前条3項のただし書きに従った支給方式を希望した場合の賞与は、毎年6月及び12月の所定日に支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、この法人の通勤定期代支給規程第3条に従って支給する。

(賞 与)

第6条 役員が第3条3項のただし書きに従った支給方式を希望した場合の賞与は、毎年6月及び12月の賞与支給日に、在職する役員に対して支給する。

2 賞与の額は、第3条3項のただし書きによって決められた額とする。

(月割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その月から俸給を支給する。

- 2 役員が退職し、または解任された場合には、その月までの俸給を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

(報酬の支払い方法)

第8条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程に関し必要な事項は、職員の例に準じるものとする。

附則 1. 平成18年11月16日開催の理事会において承認制定。
2. 平成18年11月16日より施行。